

舗装施工管理技術者 登録事項の変更の手引き

氏名、本籍、住所、勤務先等の登録事項の内容に変更があった場合は、登録事項変更届を郵送により提出して下さい。

登録事項変更届は、当ホームページ内の「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」内の「登録事項変更」メニューから作成できます。

登録事項変更メニューにアクセスし、システムの指示に従って必要事項を入力すると、最後にPDFファイルがダウンロードできます。このPDFファイルを印刷したものが「登録事項変更届」になります。

登録事項には、住所、本籍、勤務先の所在地等（勤務先の名称以外）の資格者証に記載がないものと、氏名、勤務先名称の資格者証に記載があるものがあり、登録事項変更届提出時の手続き方法が異なります。（本籍は、平成24年度以降、資格者証の記載事項より除外しています。）

なお、新規登録、登録更新、再登録、再交付の申請中に、氏名、本籍、住所、勤務先等の申請内容に変更があった場合にも登録事項変更届を提出して下さい。

1. 資格者証に記載のない登録事項だけに変更があった場合

本籍、住所、勤務先の部署や所在地等（勤務先の名称以外）の、資格者証に記載のない登録事項だけに変更があった場合は、登録事項変更届に表-1の添付書類を同封し、郵送で提出して下さい。

注) システムに入力しただけでは、受付とはなりません。必ず印刷のうえ、書類を簡易書留で郵送して頂き、その到着をもって初めて受付となります。

表-1 添付書類（資格者証に記載のない登録事項）

変更する登録事項	添付書類（各1通、コピーは不可、6ヵ月以内発行のもの）
本 籍	戸籍抄本または本籍地記載の住民票
住 所	住民票（法改正により外国籍の方も住民票が必要）
勤務先の部署名や所在地 （勤務先の名称以外）	不 要

※ 転居ではなく、市町村合併等により住所が変わった場合は、住民票（コピー可）または、新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等、コピー可）を添付して下さい。

2. 資格者証に記載のある登録事項にも変更があった場合

氏名、勤務先名称の資格者証に記載のある登録事項（図-1 参照）にも変更があった場合は、資格者証の修正発行（有料）が必要となります。

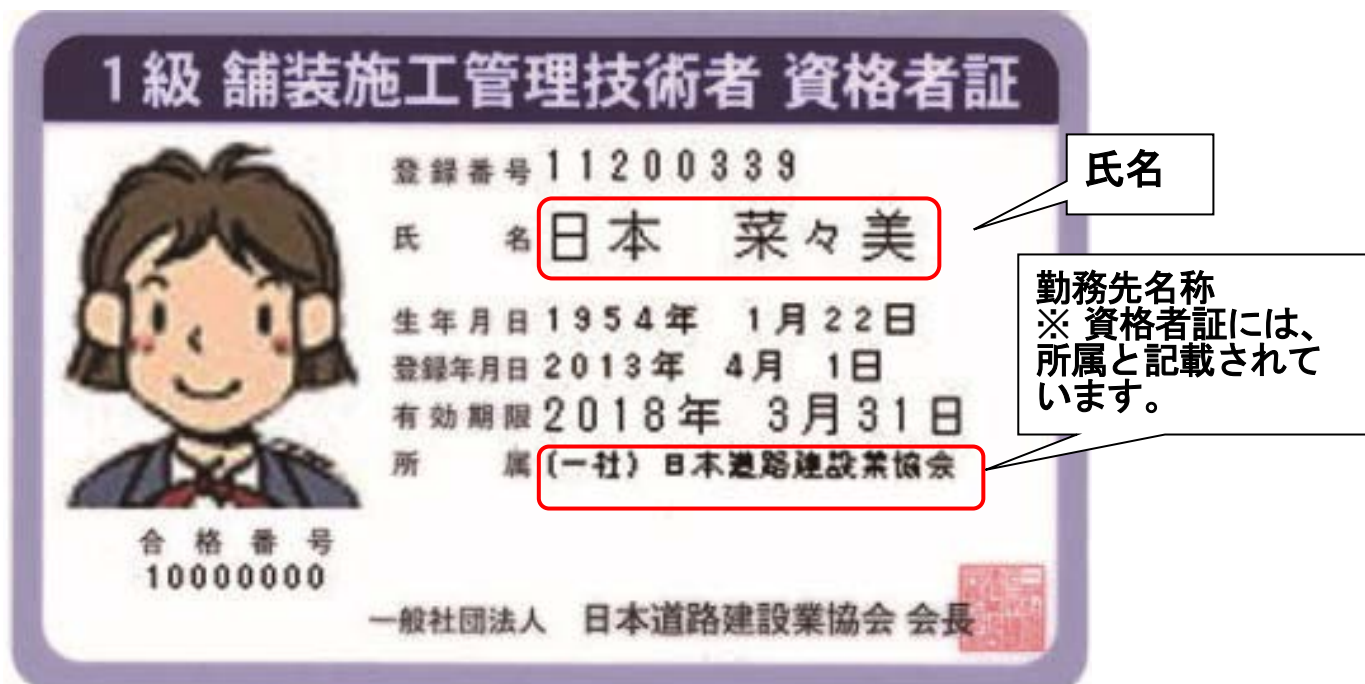
【資格者証の修正発行】

資格者証の修正発行は、氏名、勤務先名称に変更があった場合に、当該部を修正し、新たな資格者証を発行する手続きです。

※ 手続きをせずに、無断で資格者証の記載事項を訂正した場合は、その資格者証は無効となりますので、ご注意ください。

なお、氏名および所属の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字（JIS第1水準、第2水準まで）にて記載致しますので、ご了承下さい。

図-1 資格者証に記載のある登録事項



1) 手数料

資格者証の修正発行の手数料は、2,000（消費税込）円です。

2) 提出書類等

資格者証の修正発行をするために提出しなければならない書類等は、次のとおりです。

提出書類に不備があった場合は、適切な書類が提出されるまでの間、手数料の振込がない場合は、振込の確認ができるまでの間、受付できませんので、ご了承下さい。

① 登録事項変更届

登録事項変更届は、(一社)日本道路建設業協会のホームページに設置する「舗装技術資格各種申込書類作成システム」内の「登録事項変更」メニューから作成できます。

1) 登録事項変更メニューにアクセスし、システムの指示に従って必要事項を入力すると、最後にPDFファイルがダウンロードできます。このPDFファイルを印刷したものが「登録事項変更届」になります。

2) 印刷した「登録事項変更届」の氏名欄に押印して下さい。

注) システムに入力しただけでは、変更の申請にはなりません。必ず印刷のうえ、変更届を簡易書留郵便にて提出して下さい。

② 資格者証

既存の資格者証(修正の必要のあるカード)を提出して下さい。

なお、既存の資格者証を提出できない場合、資格者証の修正発行は行えません。(この場合は、再交付の手続きを取っていただきます。)

③ 添付書類

変更する登録事項に応じて、表-2の書類を添付して下さい。

表-2 添付書類

変更する登録事項	添付書類（各1通、コピーは不可、6ヵ月以内発行のもの）
氏名	戸籍抄本
本籍	戸籍抄本または本籍地記載の住民票
住所	住民票（法改正により外国籍の方も住民票が必要）
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併等により住所が変わった場合は、住民票（コピー可）または、新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等、コピー可）を添付して下さい。

④ 銀行振込控のコピー

A T Mの利用明細書等銀行振込控のコピーを貼付欄にのりづけして下さい。

※振込控が出力されない方法（オンラインバンキング等）を利用される場合には、振込日を記入して下さい。

※更新申請中で、氏名または勤務先に変更がある方で、資格者証修正発行を希望されない方は、費用の振り込みは必要ありませんので、「登録事項変更届」のみご提出下さい。

3) 書類等の提出方法

資格者証の修正発行の書類等は、必ず、簡易書留郵便で郵送して下さい。

4) 書類等の受付

資格者証の修正発行の書類等は、随時受け付けています。

ただし、資格者証の返送の関係で、書類受付の締切りは毎月月末（必着）となっています。

なお、締切日が土曜、日曜、祝・休日に重なる場合は、その前の平日に締め切ります。

5) 資格者証の発送

修正発行した資格者証は、書類受付の締切り翌月の下旬に発送する予定です。

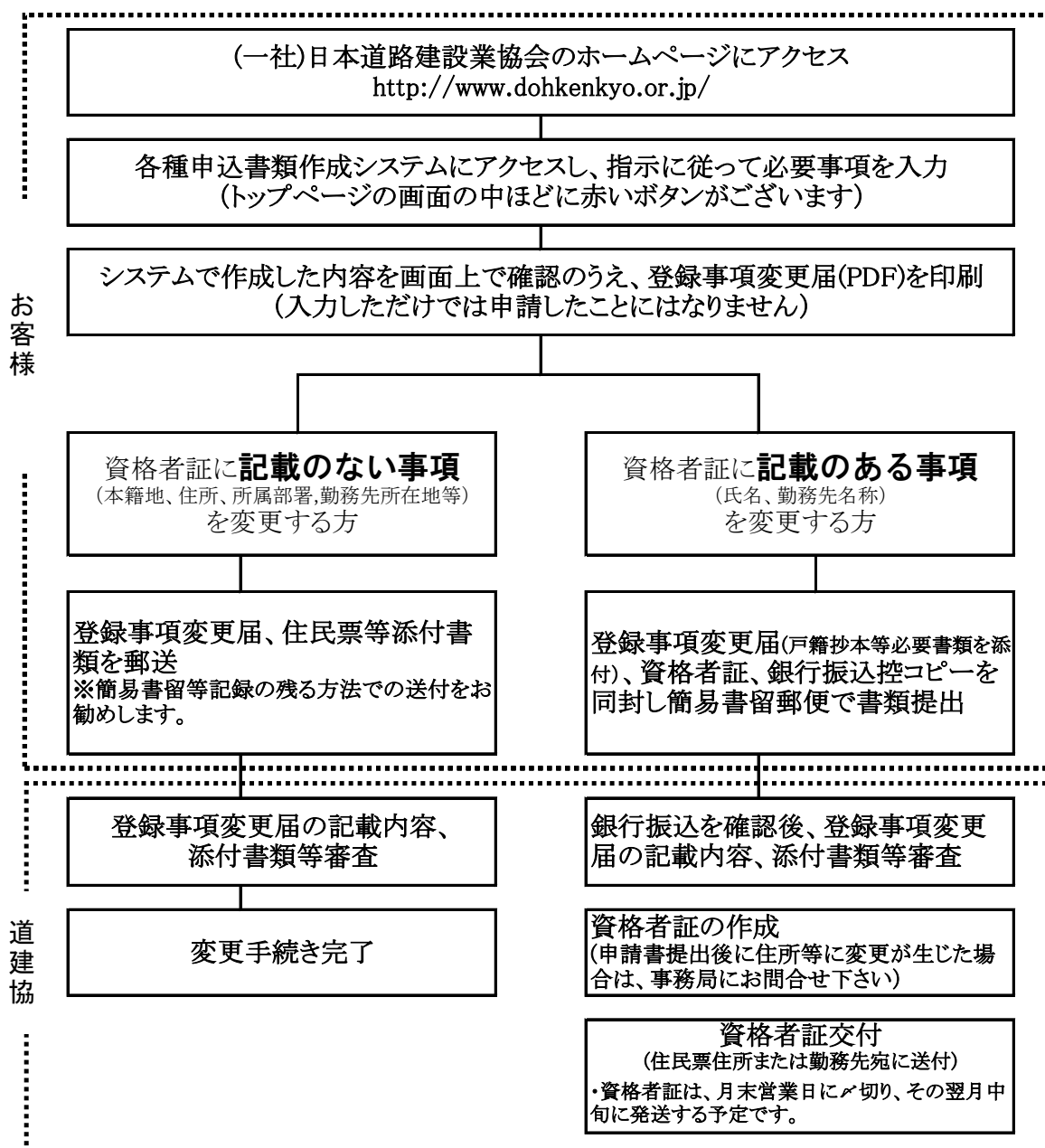
※インターネット上で「登録事項変更届」の作成ができない方は、事務局まで電話でお問い合わせ下さい。

5. 書類等の提出先とお問合せ先

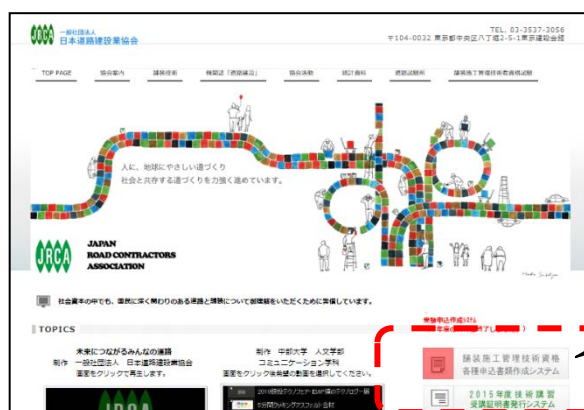
登録事項の変更に関する書類等は、下記あてに郵送して下さい。

一般社団法人日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3階
TEL 03-6280-5038 FAX 03-6280-5040
ホームページ <http://www.dohkenkyo.or.jp>

舗装施工管理技術者 登録事項変更手続きの流れ



※インターネット上で「登録事項変更届」の作成ができない方は、事務局まで電話でお問い合わせ下さい。



【協会ホームページのトップ画面】

舗装技術者資格
「各種申込書類作成システム」
の入口ボタン